

## 第87回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

項番	提案名	提案都県市	ページ
1	インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について	川崎市	1
2	無電柱化の推進に向けた支援等について	千葉市	13
3	医療的ケア児・者への支援の充実について	埼玉県	25
4	標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るための支援について	さいたま市	34
5	病院の経営危機への対応について	神奈川県	45
6	不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について	相模原市	52
7	盛土規制法の規制開始について	千葉県	65
8	働く女性の活躍推進について	東京都	75

## インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について (案)

インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷等のインターネット上の人権侵害が社会問題化している。

中でも、特定の国若しくは地域の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、SNSや電子掲示板等のインターネット上で行われることが後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じている。

こうした状況の中、国においては、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する国民の理解を深め、ヘイトスピーチのない社会を実現するため、相談体制の整備、教育活動及び啓発活動の実施といった基本的施策を推進することについて定めた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)を平成28年6月に施行し、インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチの解消の必要性について、国民の理解を深めるための啓発活動といった各種の取組を実施しているところである。

一方、この間地方公共団体においては、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動の実施や、インターネット上のヘイトスピーチの削除要請といった取組を講じているところである。

しかしながら、ヘイトスピーチ解消法には、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する具体的な規定がなく、また、どのような言動が法律上ヘイトスピーチに該当し得るかについて、地方公共団体への具体的な情報提供や国民への啓発活動が十

分とは言えないため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながっていないという現状がある。

また、国は、ヘイトスピーチ解消法に基づき、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を推進するに当たり、必要な助言その他の措置を講ずる責務を有するが、インターネット上のヘイトスピーチに関しては、地方公共団体が施策を検討する際の基礎資料となり得る全国的かつ詳細な実態調査が行われていないため、地方公共団体において効果的な施策を講ずることが困難な状況にある。

インターネット上のヘイトスピーチは、地方公共団体の区域と関係なく、あらゆる場所からSNSや電子掲示板等に投稿されるとともに、それらのプラットフォームを提供する事業者は全国規模、世界規模でその事業を展開しているため、地方公共団体による取組には自ずと限界があり、その解消に向けては、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかを国が明確に示すとともに、事業者への削除要請に実効性を持たせるための法改正や制度の整備を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠である。

については、次の事項について要望する。

- 1 インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと
- 2 インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること
- 3 インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること

令和7年 月 日

総務大臣 村上誠一郎様

法務大臣 鈴木馨祐様

九都県市首脳会議

座長 横浜市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

山中竹春

大野元裕

熊谷俊人

小池百合子

黒岩祐治

福田紀彦

神谷俊一

清水勇人

本村賢太郎

# インターネット上のヘイトスピーチの 解消に向けた取組について 川崎市提案

# 1 インターネット上の人権侵害の現状



インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方、誹謗中傷等のインターネット上の人権侵害が社会問題化している。

○違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）への相談件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 1 9 8 件	5 4 0 7 件	6 3 2 9 件	5 7 4 5 件	<b>6 4 6 3 件</b>

○誹謗中傷ホットライン（セーファーインターネット協会）への連絡件数

2022年上半期	2022年下半期	2023年上半期	2023年下半期	2024年上半期
1 1 5 7 件	9 9 5 件	1 1 1 9 件	1 3 4 6 件	<b>1 5 1 4 件</b>

○人権擁護に関する世論調査（令和4年内閣府）

あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか

**「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が第1位**

インターネット上での誹謗中傷等の特徴

- 当初の投稿を引用して多数の投稿がなされることで、**被害が瞬時に拡大**
- 一度投稿されると、**完全に削除することが困難**
- **どこからでも投稿可能**なため、地方公共団体のみでは十分な対応ができない

# 1 インターネット上の人権侵害の現状

ヘイトスピーチについても、SNSや電子掲示板等のインターネット上で行なわれることが後を絶たず、**深刻な人権侵害に発展する事案も発生**している。

実際に行われたインターネット上のヘイトスピーチの投稿例

- ○○人は出て行け、○○人は帰れ、○○人は帰国しろ
- ○○人は殺せ、○○人は駆除しろ、火を付けろ
- 特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるもの



## 2 国の取組



平成28年6月

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行

- 基本理念、国及び地方公共団体の責務、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を定める（禁止規定や罰則はない。）

### 【国による主な取組】

- ポスターや啓発冊子の作成・配布、インターネットバナー広告の実施等各種の啓発活動を実施



法務省作成ポスター



法務省作成啓発冊子



### 3 地方公共団体の取組

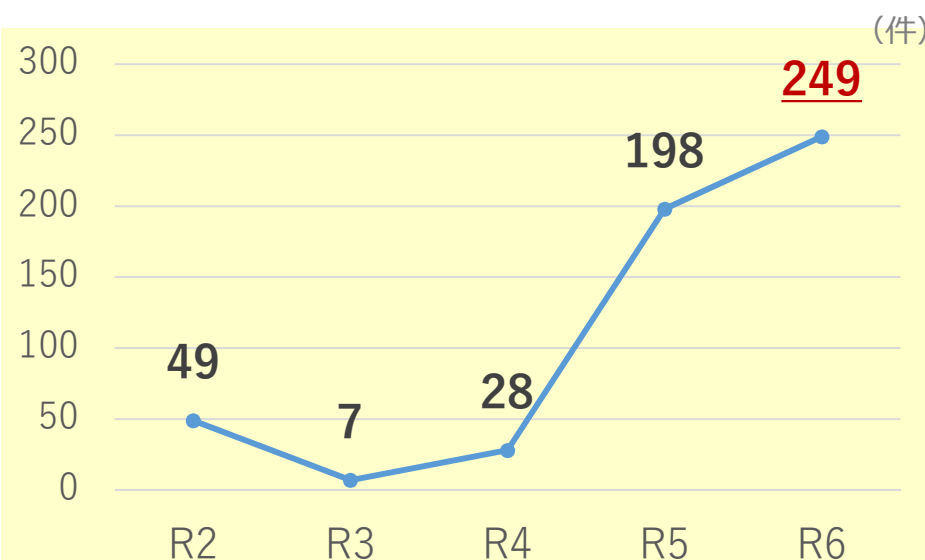


**地方公共団体では**、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動の実施や、**インターネット上のヘイトスピーチの削除**といった取組を講じている。

【川崎市の取組】川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年12月制定）市民からの申出やインターネットリサーチ等により把握した差別的投稿のうち、**特定の市民を対象にしたものであると明らかに認められ、その内容が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものについて、プロバイダ等の事業者へ削除要請を行い、その結果を公表している。**

➤ 事業者へ削除要請を行った投稿のうち、削除に至ったものの割合は**約83%**

川崎市によるプロバイダ等への削除要請件数



国内の事業者については概ね速やかに対応がなされるが、**海外の事業者については対応が遅い**、あるいは**対応がなされない場合**が多い。



【ヘイト言わザル】  
ネット動画でヘイトスピーチは  
言わない！



【ヘイト書かザル】  
ネットにヘイトスピーチは  
書かない！



【ヘイト拡散せザル】  
ネットでヘイトスピーチを  
拡散しない！

川崎市作成啓発動画より抜粋

## 4 課題①



法律上取組に関する具体的な規定がなく、ヘイトスピーチの解釈も不明確であるため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながっていない

- ① インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けて、法改正等の**制度整備が必要**
- ② **どのような言動が法律上のヘイトスピーチに該当するかを明確にする必要**
  - 地方公共団体に積極的に情報提供を行うことで、地方公共団体が地域の実情に応じて、よりの確かつ迅速に取組を進めることが可能となる
  - 国民の一部に生じている誤解を解消し、効果的な啓発活動を実施することが可能となる

### 【国による情報提供】

- 法律施行時の「参考情報」（法務省人権擁護局）  
⇒法律の趣旨を踏まえた取組に関する基本的な考え方の提示
- 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（商事法務研究会）  
⇒有識者会議による論点の整理

### 国による現状把握が不十分で、地方公共団体が効果的な施策を講じられない

ヘイトスピーチ解消法では、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を推進するに当たり、**必要な助言その他の措置を講ずることが国の責務**

- 地方自治体が施策を立案するに当たっては、現状把握・情報分析のためのデータが必要となるが、**全国的な調査が近年行われていない**。
- とりわけ、**インターネット上のヘイトスピーチに関して**、被害の実情、海外を含めた事業者の動向、国・地方公共団体の取組等、地方公共団体において施策を検討する際の基礎資料となり得る**全国的かつ詳細な実態調査が行われていない**。

#### 【国が実施した調査】

- ヘイトスピーチに関する実態調査（平成28年3月）  
国内のヘイトスピーチに関するデモの発生状況、発言内容の現状、これまでの推移等についての調査
- 外国人住民調査（平成29年6月）  
在留外国人がどのような人権問題に直面しているのかを具体的に把握するために行われた調査

### 地方公共団体の取組には限界があり、法改正や制度の整備を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠な状況

- ① インターネット上のヘイトスピーチは、**地方公共団体の区域と関係なく、あらゆる場所からSNSや電子掲示板等に投稿**される。
  - ヘイトスピーチ投稿を抑止し、被害を生まないためには啓発の強化が必要だが、投稿者は地方公共団体の区域とは関連がない場合が多く、有効な対策が困難
- ② インターネット上のプラットフォームを提供する事業者は**全国規模、世界規模で事業を展開してるため、地方公共団体による取組には自ずと限界**がある。
  - 事業者に対する削除要請には法律上の強制力がないため、特に海外の事業者については対応が遅い、あるいは対応がなされない場合が多い。
  - 削除要請を行う側、事業者の双方が、該当性の判断を迅速・円滑に行うために必要な、ヘイトスピーチ解消法の解釈や具体的な実例を踏まえた指針等が整備されていない。

## 5 国への要望事項



### 要望事項 1

インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと

### 要望事項 2

インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること

### 要望事項 3

インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること

## 無電柱化の推進に向けた支援等について（案）

道路の無電柱化は、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から重要であり、特に令和元年9月に発生した房総半島台風や令和6年1月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊等とそれに伴う道路閉塞、停電や通信障害が多数生じたことで、避難、救援、復旧に支障をきたしたことから、災害が激甚化・頻発化する昨今においては、一層その必要性が高まっている。

しかしながら、我が国においては、戦後の急激な経済成長に伴い急増した電力・通信需要に対応するため、一定の法的保護のもと、電柱や架空線の整備が進められたことを背景に、無電柱化の整備水準は、欧米やアジアの主要都市と比較して大きく立ち後れている状況にある。

国においては、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を定め、「無電柱化推進計画」を策定し、占用制限や補助制度の創設、技術的支援等により、計画的な無電柱化に取り組んでいるが、より一層の推進を図るためには、更なる支援が必要である。

無電柱化の実施にあたっては、道路管理者が主体となって整備をする「電線共同溝方式」が近年、最も採用されているが、事業費が高額となり、国からの財政支援を得てもなお自治体の費用負担は大きく、事業期間も長くかかることから、大きな進捗は得られていない状況である。また、電線管理者の負担である建設負担金については、事業費の数パーセントとなっており、適正な負担となっているか精査する必要がある。

一方、電線管理者が主体となって整備をする「単独地中化方式」については、電線管理者の費用負担が「電線共同溝方式」と比較して高額になることが懸念され、ほとんど活用されていない。「単独地中化方式」は、道路事業等と併せて実施することにより、全体事業費の縮減及び事業期間の短縮が可能と考えられる方式であるが、その促進にあたっては、電線管理者が懸念する費用負担を軽減する必要がある。

無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法により、それぞれが主体的・積極的に無電柱化を推進する必要がある。

とりわけ、人口及びインフラ施設の密集する首都圏においては、災害発生時の被害が甚大かつ広範となると想定され、無電柱化の推進は急務であることから、次の事項を要望する。

- 1 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。
- 3 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。

令和7年 月 日

国土交通大臣 中野洋昌様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 市長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 市長	福田 紀 彦
	千葉市 市長	神谷 俊 一
	さいたま市長	清水 勇 人
	相模原市長	本村 賢 太郎



令和7年4月23日(水)  
第87回九都県市首脳会議

# 無電柱化の推進に向けた支援等について



千葉開府 900年



# 無電柱化の必要性

近年、激甚化・頻発化する災害において、**電柱の倒壊**等とそれに伴う道路閉塞、**停電**や**通信障害**が多数生じたことで、**避難、救援、復旧に支障**をきたした

R6「無電柱化推進のあり方検討委員会資料」より



令和元年房総半島台風(千葉市)

電柱約2,000本が被害  
約93万軒の停電  
約17万回線の通信障害※固定電話



令和6年能登半島地震(珠洲市)

電柱約3,000本が被害  
約4万軒の停電  
約8千回線の通信障害※固定電話



地震直後

【無電柱化区間】

令和6年能登半島地震(珠洲市)

無電柱化区間においては  
被害は小さい

# 無電柱化の背景と現状

戦後の急激な経済成長に伴い急増した電力・通信需要に対応するため、一定の法的保護のもと、電柱や架空線の整備が進められた

無電柱化の整備水準は、欧米やアジアの主要都市と比較して大きく立ち後れている

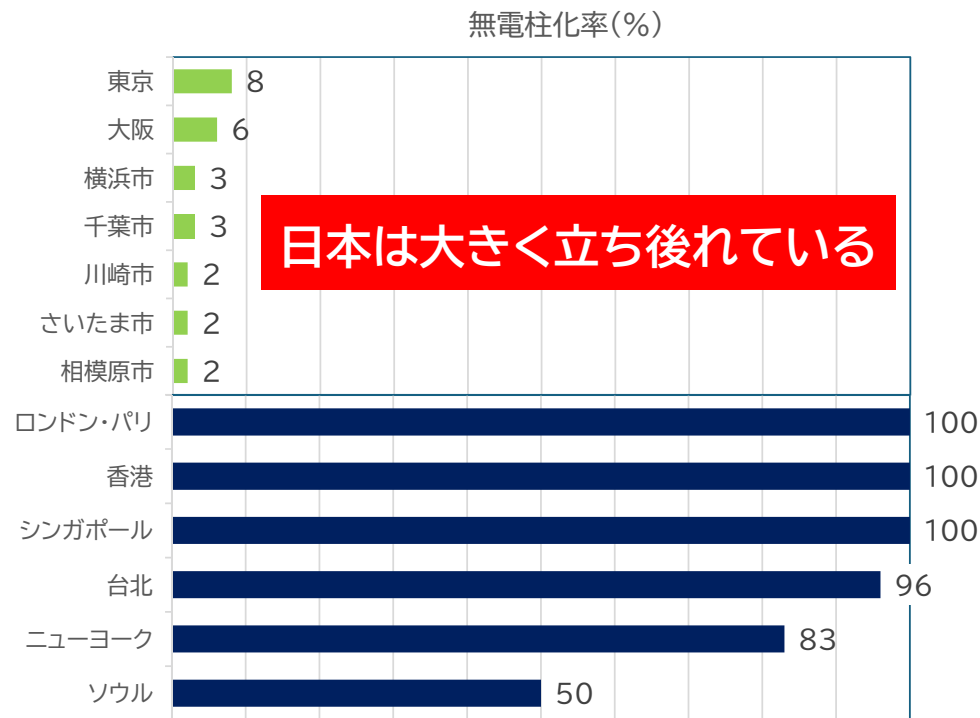
日本



海外



**地中化が基本**  
台北「景観形成・観光振興」、NY「架空線感電事故防止」の観点で整備促進



国交省HP「無電柱化の整備状況(国内、海外)」より千葉市加工

# 無電柱化に関する国の取組みと進捗

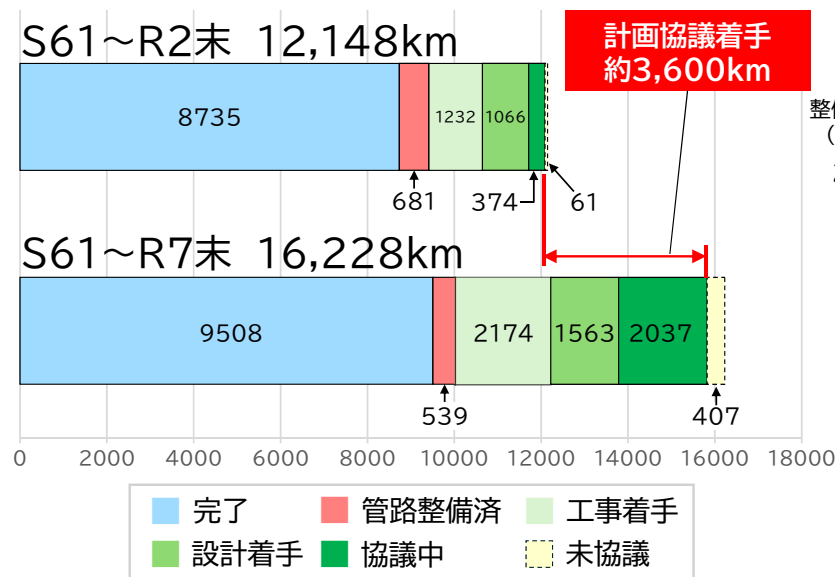
国においては、無電柱化を推進するため、占用制限や補助制度の創設、技術的支援等に取り組んでいるが、より一層の推進を図るには、更なる支援が必要である

## 国の取組み

- 無電柱化の推進に関する法律
- 無電柱化推進計画
- 占用料免除
- 占用制限
- 無電柱化推進計画事業補助
- 観光地域振興無電柱化推進事業
- 電線敷設工事資金貸付金
- 固定資産税減免

## 無電柱化推進計画の進捗状況

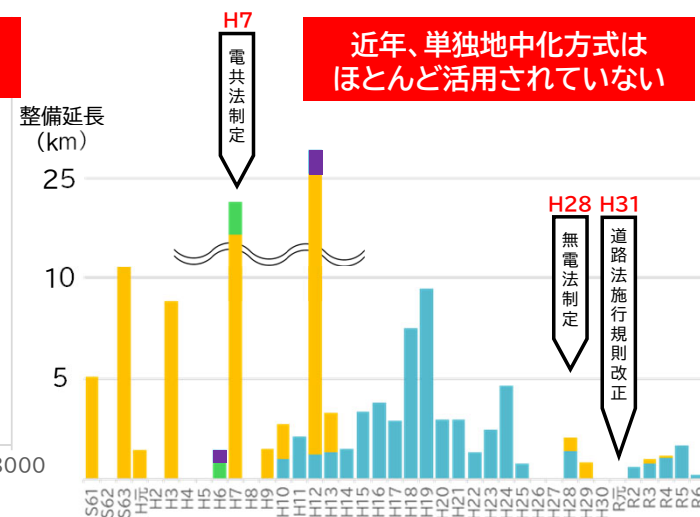
全国約240万kmの道路延長のうち  
40年で無電柱化が完了した道路は  
総延長の1%未満



R6「無電柱化推進のあり方検討委員会資料」より千葉市加工

## 整備手法別の整備延長(千葉市)

- 電線共同溝方式
- キャブシステム方式
- 単独地中化方式
- 自治体管路方式



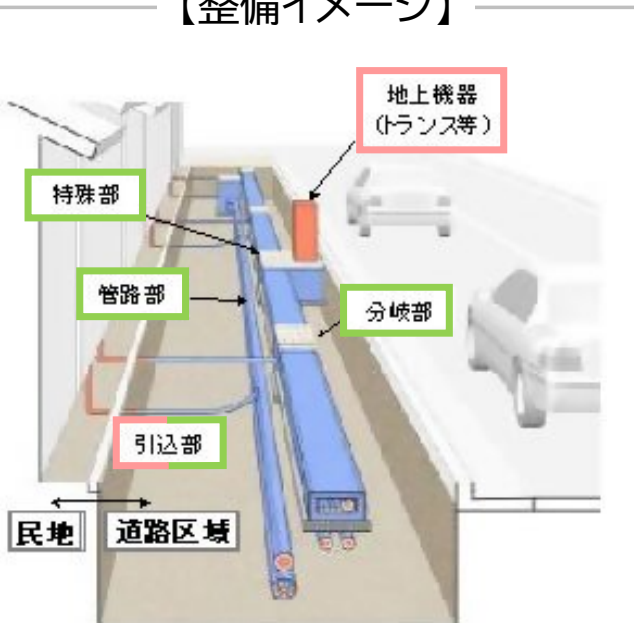
千葉市内無電柱化率3%

# 無電柱化の課題 - 電線共同溝方式 -

「電線共同溝方式」は、事業費が高額となり、事業期間も長くなる

電線管理者の建設負担金は、事業費の数パーセントとなっており、適正な負担となっているか精査する必要がある

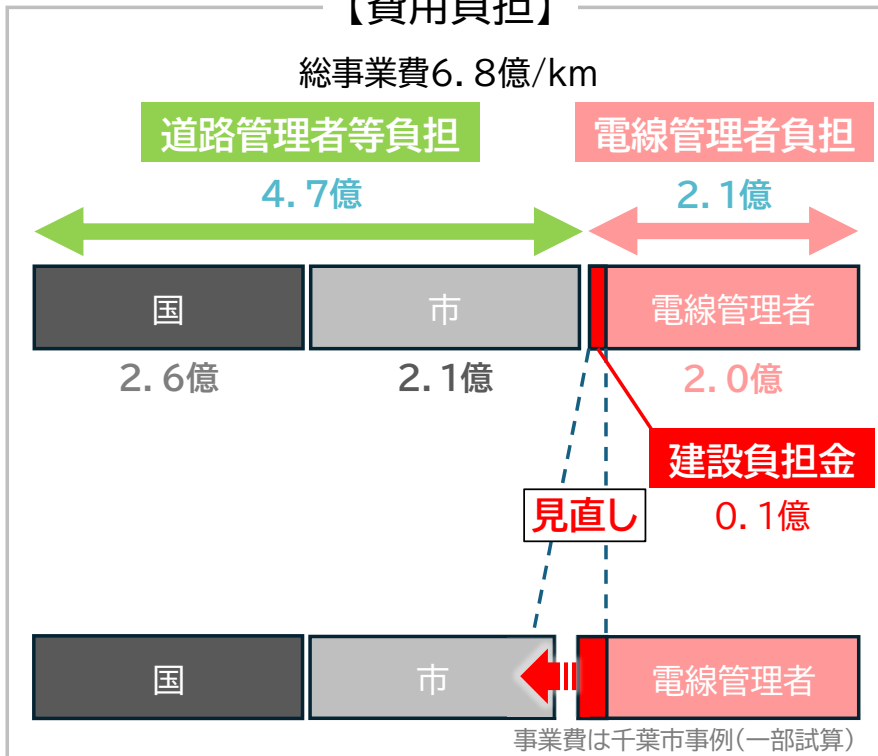
【整備イメージ】



■ 道路管理者等負担 ■ 電線管理者負担

国交省HP「無電柱化の概要と事務手続き」より千葉市加工

【費用負担】



【建設負担金を精査する必要性】

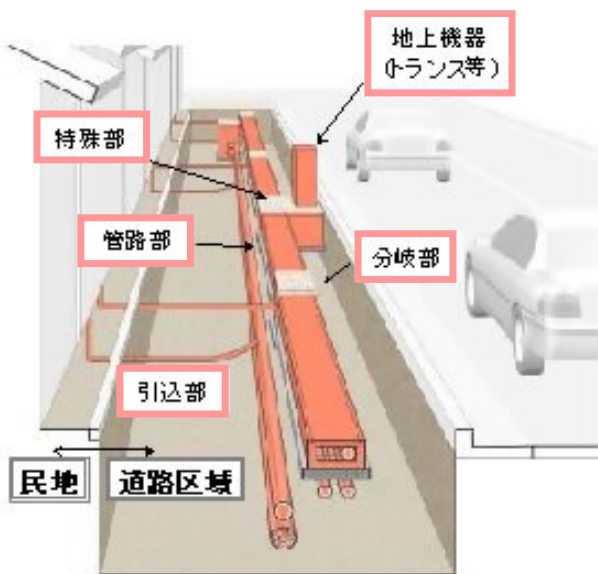
- 日本で採用されていない直接埋設方式での土工量で算出している
- 物価高騰前のH29時点から施工単価等の見直しがされていない

実態と乖離している

# 無電柱化の課題 - 単独地中化方式① -

「単独地中化方式」は、全体事業費の縮減が可能であると考えられるが、電線管理者の費用負担が「電線共同溝方式」と比較して高額であり、ほとんど活用されていない

【整備イメージ】



電線管理者負担

国交省HP「無電柱化の概要と事務手続き」より千葉市加工

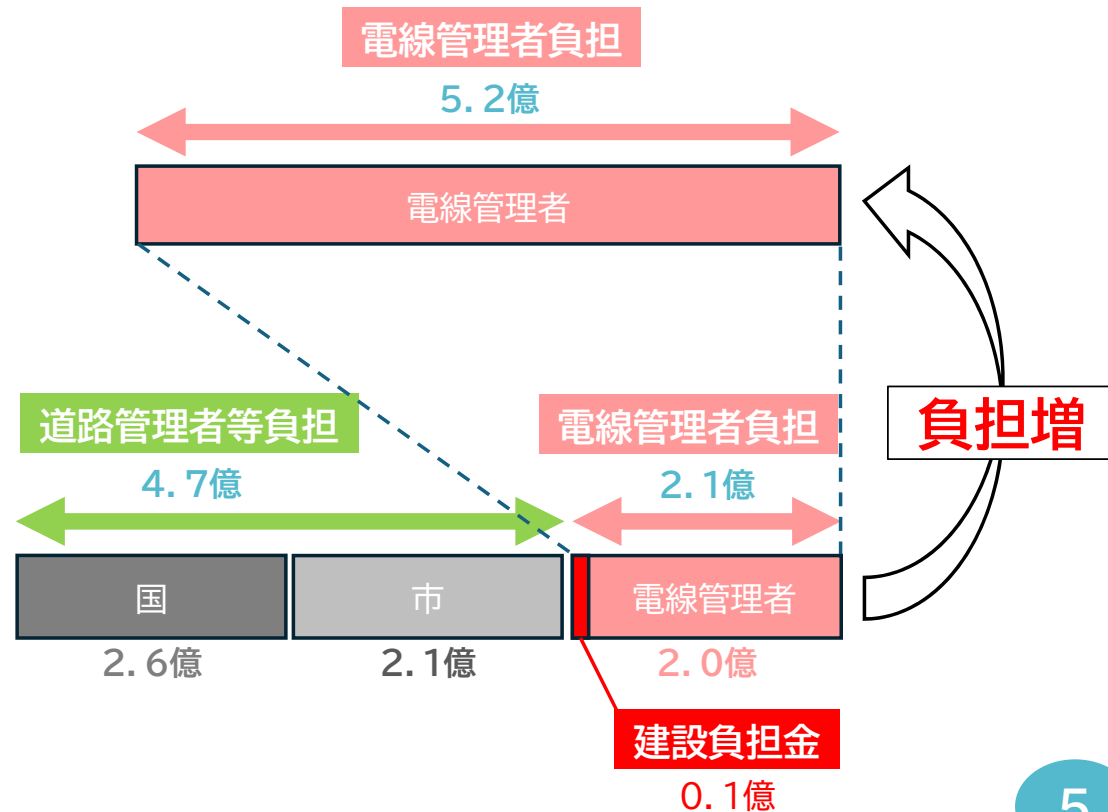
【費用負担】

## 単独地中化方式

総事業費5.2億/km

## 電線共同溝方式

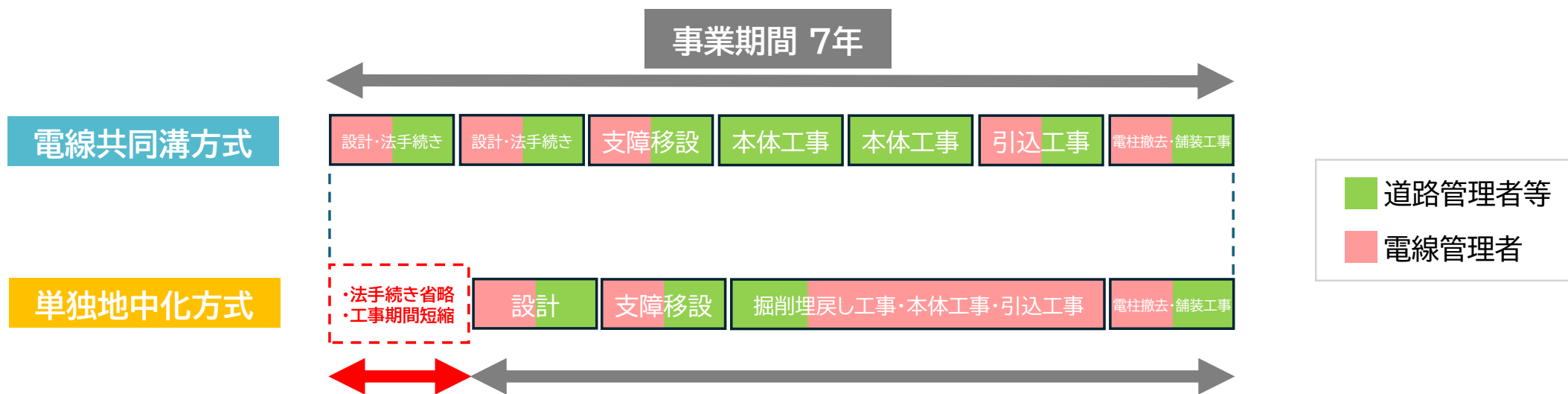
総事業費6.8億/km



事業費は千葉市事例(一部試算)

# 無電柱化の課題 - 単独地中化方式② -

「単独地中化方式」は、事業期間の短縮が可能と考えられるが、その促進にあたっては、電線管理者が懸念する費用負担を軽減する必要がある



## 事業期間の短縮

- 法手続きの一部省略により期間短縮
- 道路工事と併せて施工することにより、土工事期間短縮
- 本体工事と引き込み工事を一括施工することにより、期間短縮
- 官民連携でスピードアップ（事業調整は自治体が行い、民間が柔軟な工事執行）

# 無電柱化の方向性

無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法が活用できるよう、それぞれが主体的・積極的に取り組む必要がある

【負担バランスの見直しイメージ】

## 電線共同溝方式

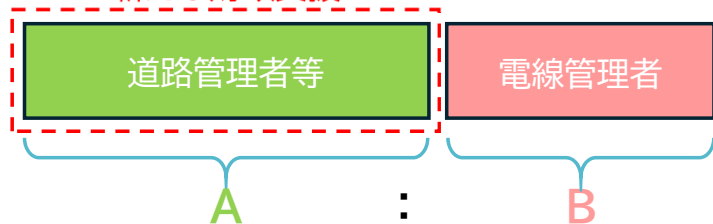
建設負担金を見直し、官民の負担割合の適正化を図る



## 単独地中化方式

全体事業費を圧縮しつつ、新たな財政支援を実施

新たな財政支援

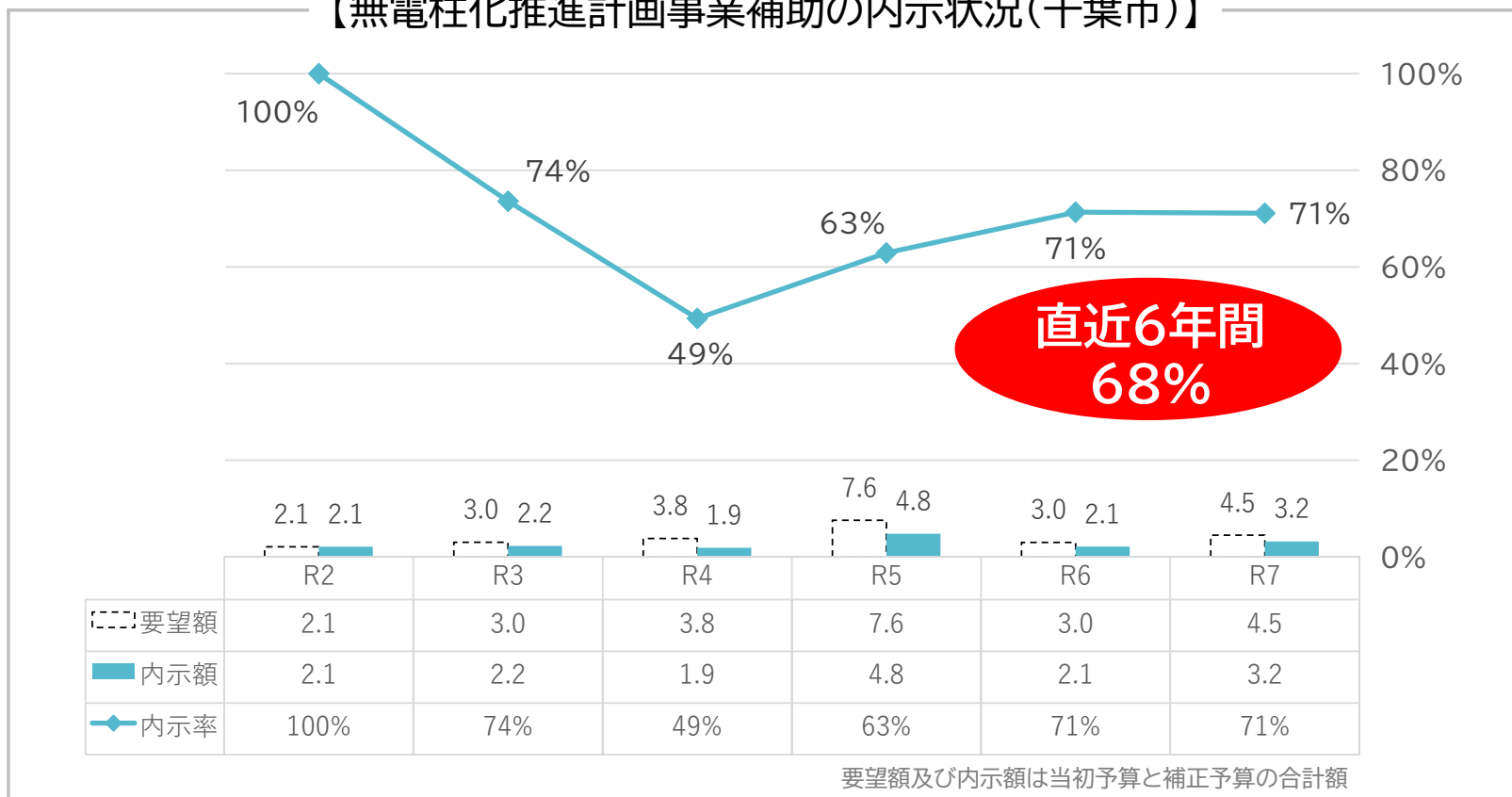


道路状況に応じた事業手法が活用できるように

# 無電柱化の課題 - 予算確保 -

- 無電柱化推進計画事業補助の創設以降、千葉市における内示率は7割程度である
- 無電柱化を推進させるため、十分な財源を確保する必要がある

【無電柱化推進計画事業補助の内示状況(千葉市)】





- ① 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。
- ② 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。
- ③ 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。

## 医療的ケア児・者への支援の充実について(案)

医療技術の進歩により医療的ケア児・者が増加している中、医療的ケア児・者の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められている。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。

学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。

また、医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。

こうしたことから、医療的ケア者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく医療的ケア者への福祉サービス等の一層の拡充について、以下の2点を要望する。

- 1 いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。
- 2 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

令和7年 月 日

厚生労働大臣

福岡資麿様

九都県市首脳会議

座長	横浜市長	山中	竹春
	埼玉県知事	大野	元裕
	千葉県知事	熊谷	俊人
	東京都知事	小池	百合子
	神奈川県知事	黒岩	祐治
	川崎市長	福田	紀彦
	千葉市長	神谷	俊一
	さいたま市長	清水	勇人
	相模原市長	本村	賢太郎

# 医療的ケア児・者への支援の充実について

令和7年4月23日（水）



SDGs 未来都市



埼玉県

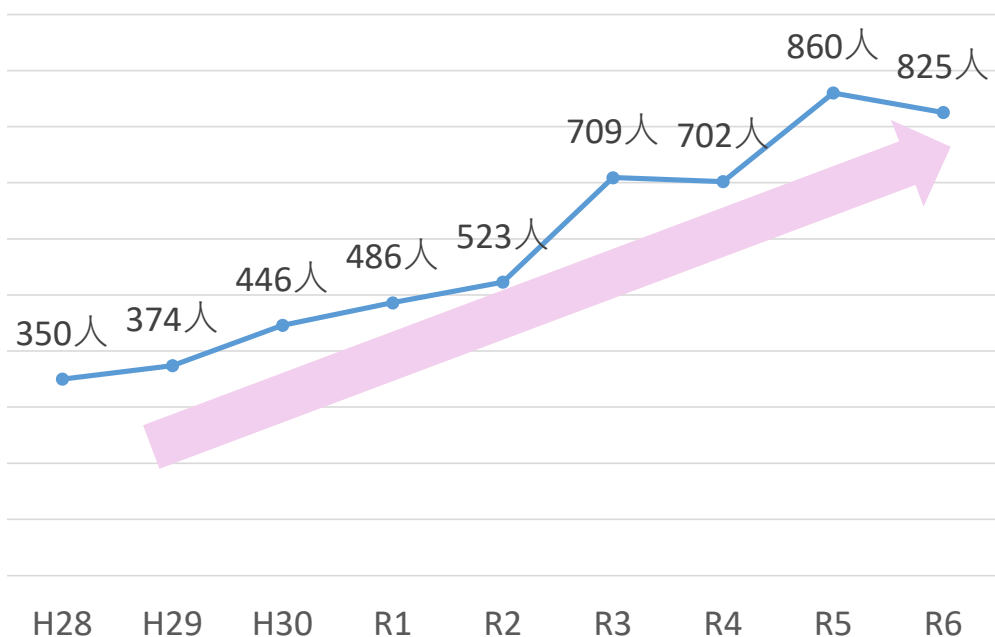
# 医療的ケア児・者の現状（1）

## 医療的ケア児について

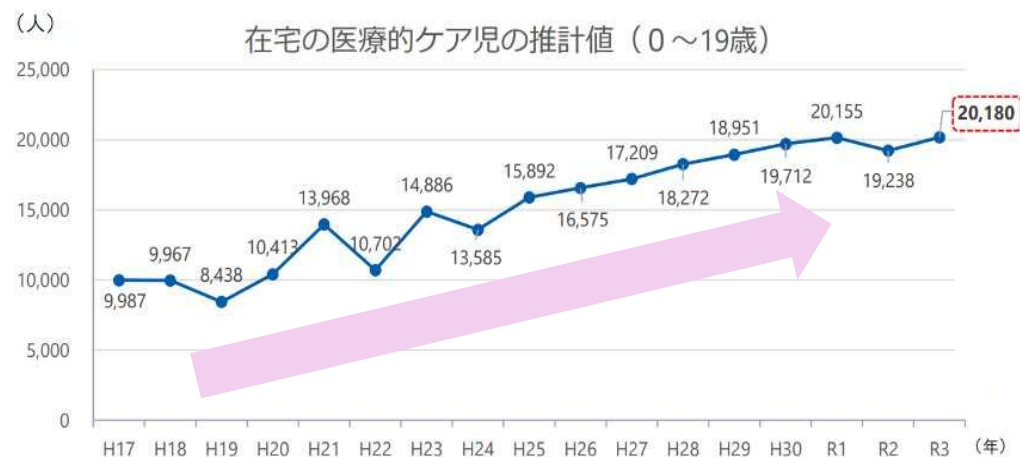
- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、医療の進歩を背景に増加傾向にある。
- 埼玉県は令和6年時点で825人であり、統計データのある平成28年度からの8年間で約2.4倍に増加している。



### 【埼玉県】



### 【全国】



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」

# 医療的ケア児・者の現状（2）

## 医療的ケア者について

（注 医療的ケアを受けている重症心身障害者）

- 18歳以上の医療的ケア者（注）も増加傾向にある。
- 埼玉県は令和6年時点で313人であり、8年間で約1.5倍に増加している。

成人期以降の医療的ケア者（注）

在宅で医療的ケアを受けている人数



埼玉県調査（各年度4月1日現在）

※在宅で医療的ケアを受けている重症心身障害者数を調査。

※R3、R4については、新型コロナウイルス感染症の影響により長期入院となるなど、在宅で医療的ケアを受ける方が減少したものと推察。

# 『18歳の壁』について

## 『18歳の壁』とは

- 特別支援学校の卒業や障害児通所サービスの終了などにより支援が途切れること
- 18歳以上の医療的ケア者の主な受け皿となる生活介護事業所が不足

### 18歳未満 (特別支援学校等を利用)

- ・ 通う場所が基本的には決まっている。  
どこかには所属できる。
- ・ 学校内で看護師や教員が医療的ケアをしてくれるため、保護者の付き添い不要。
- ・ 学校の通学支援や、放課後等デイサービスによる送迎が利用できる。

18  
歳  
の  
壁

### 18歳以上 (生活介護事業所等を利用)

- ・ 大学への進学や就職は困難
- ・ 医療的ケアを行う生活介護事業所等が不足しており、通所先が見つからない。
- ・ 医療的ケアがあると、通所先での保護者の付き添いを求められることがある。
- ・ 医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等が少なく、保護者が送迎をする。

# 課題① 生活介護事業所等の看護師配置について

## 生活介護事業所等での受入が困難な要因

- 生活介護事業所等で18歳以上の医療的ケア者を受け入れるためには看護師の配置が不可欠
- しかし、現行の報酬では、事業所が看護師を雇用することは困難

### 《看護師配置に必要な人件費》

看護師を一日配置した場合に必要なと見込まれる人件費



時給1,850円(\*) × 8時間 = **14,800円**

\*令和5年賃金構造基本統計調査による

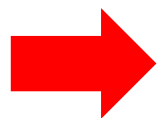
### 《現行の報酬：常勤看護師等配置加算》

例：定員20人の生活介護事業所で常勤看護師を1名配置した場合



1日あたり280円 × 20人 = **5,600円**

→ 1日あたり **9,200円不足**



生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるように、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すべき



## 課題② 送迎に関する支援について

### 送迎の困難さ

- 医療的ケア者の外出には、携行品の準備や移動中のケアが必要
- 看護師など医療的ケアを行える者の同行を要するため、大きな困難を伴う

- ・ 携帯品の準備 吸引器、医薬品、栄養剤、おむつ、人工呼吸器、バッテリー等を準備し、車いすに積載
- ・ 移動中のケア たんの吸引、服薬、注入、排せつ介助、褥瘡予防のため適時除圧・体位転換など

### 送迎の実施が困難な要因

#### 《送迎に必要な人件費》

例：1回の送迎に見込まれる人件費



運転手1,180円(\*) + 看護師1,850円(\*) = **3,030円**

\* 令和5年賃金構造基本統計調査による

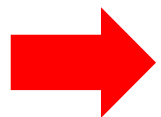
#### 《現行の報酬：送迎加算》

例：生活介護事業所が一定の基準(重症者割合含む)を満たす送迎を実施した場合



1回 **490円**

→ 1回あたり **2,540円不足**



生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すべき

# 国への要望

- 医療的ケア児者への切れ目ない支援を提供できるように、次の2点を九都県市共同で国に要望したい。

1 いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるように、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。

2 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

## 標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び 移行後の継続的な運用を図るための支援について(案)

我が国の人口は既にピークを迎え、現在は減少の一途を辿っている。特に、2040年頃には、生産年齢人口の減少により各行政分野で人手不足及び税収減という極めて大きな課題に直面することが見込まれる。

持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、地方自治体の業務の在り方の見直しやデジタル化の推進が求められており、国は、国・地方に共通して活用可能な基盤やツールの提供、インフラの整備を進めている。九都県市は日本全体の約3割の人口を擁し、政治経済の中心をなす大都市圏域であることから、こうした取組が、九都県市で円滑に推進されることが肝要と考える。

こうした中、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方自治体における主要20業務の情報システムについて、令和7年度末を目途に標準準拠システムへ移行する方針が示された。これに伴って、デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)が創設され、対象となるシステムの移行費用については、原則としてガバメントクラウド環境へ移行する場合に補助対象となったことから、地方自治体は、システム開発事業者の標準化対応版のリリースを待つ形で標準化移行を開始した。

しかしながら、全国一斉に短期間での移行となったことから、一部事業者の撤退や事業者のリソースのひっ迫が生じ、令和7年1月末時点で、全ての指定都市及び一部府県を含む全国544団体、2,989システムが令和7年度末までの移行が不可能となり、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」となっている。また、標準準拠システムへの移行費用については、当初の予定額を大幅に上回るなど、特に指定都市のような規模の大きな市においては財政負担が過大となっている。このような状況に対して、国は、デジタル基盤改革支援補助金を令和5年

度補正予算及び令和6年度補正予算により増額したことにより、地方自治体の一般財源の負担は軽減されたものの、未だ見積もった移行経費との乖離が大きい。

加えて、国は標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等を標準化移行前の平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指していたが、結果として従前の運用経費等を上回る自治体が多い。こうした中、ガバメントクラウド利用料に対する令和7年度普通交付税による措置も含めてもなお増大することとなる全体の運用経費等に係る自治体の負担について十分な補助を継続的に受けられるかは不透明である。

さらに、導入作業に当たっては、標準化対象システムの標準仕様書が複数回改版され、中にはシステム開発工程の初期である要件定義へ手戻りが生じていることも課題となっており、事業者及び地方自治体の業務負担の増大、ひいては移行遅延につながっている。

そこで、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るため、以下の3点を要望する。

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう、早急に補助上限額を見直すこと。
- 2 移行後のガバメントクラウド利用料を含む運用経費について、国の基本方針に掲げる目標の達成に向け、普通交付税の交付・不交付に関わらず十分な財政支援を行うこと。
- 3 仕様書の改版に当たっては、各自治体の移行状況を把握し、システム開発に手戻りが生じないように仕様書を改版するよう努めること。また、万が一改版が生ずる場合には、各自治体における手戻りへの対応に要する期間も考慮し、通常想定されている改版から適合基準日までの期間を

延長するなど、標準仕様書の改版が標準化移行の障害とならないよう十分に配慮すること。

令和7年 月 日

デジタル大臣  
総務大臣

平 将 明 様  
村 上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢 太 郎

令和7年4月23日（水）  
第87回九都県市首脳会議

# 標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行 及び移行後の継続的な運用を図るための支援について

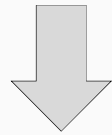


# システム標準化の背景と目的

## 【背景】

人口減少

➡2040年頃には人手不足及び税収減が見込まれる



## 【目的】

持続可能な形で行政サービスの提供

- 地方自治体の業務の在り方の見直し
- デジタル化の推進

=システム標準化  
を目指す

# 国と地方自治体の動き

## 法律

### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ・ 主要20業務の情報システムについて、令和7年度末を目途に標準準拠システムへ移行

主要20業務…  
児童手当、住民基本台帳、  
固定資産税、生活保護、  
介護保険、国民年金 等

## 補助金

### デジタル基盤改革支援補助金 (地方公共団体情報システムの 標準化・共通化に係る事業)

- ・ 原則としてガバメントクラウド環境へ移行する場合、移行費用が補助対象に

地方自治体は、  
標準化移行作業  
に着手

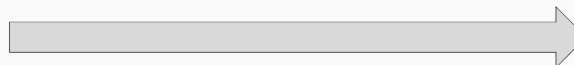


# 課題1 特定移行支援システムの発生

## 【さいたま市の事例】

- 住民記録・印鑑登録システム
- 国民健康保険システム 外5システム

開発完了

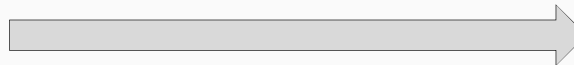


令和7年度完了

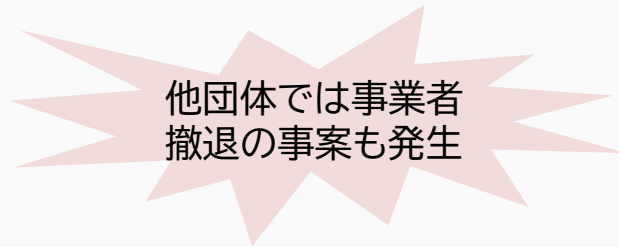
- 税システム
  - 国民年金システム
  - 戸籍・戸籍附票システム
  - 介護保険システム
  - 障害者福祉システム
  - 児童手当・児童扶養手当システム
  - 子ども・子育てシステム
- 計12システム



間に合わず



他事業者への乗換困難  
(システム開発待ち)



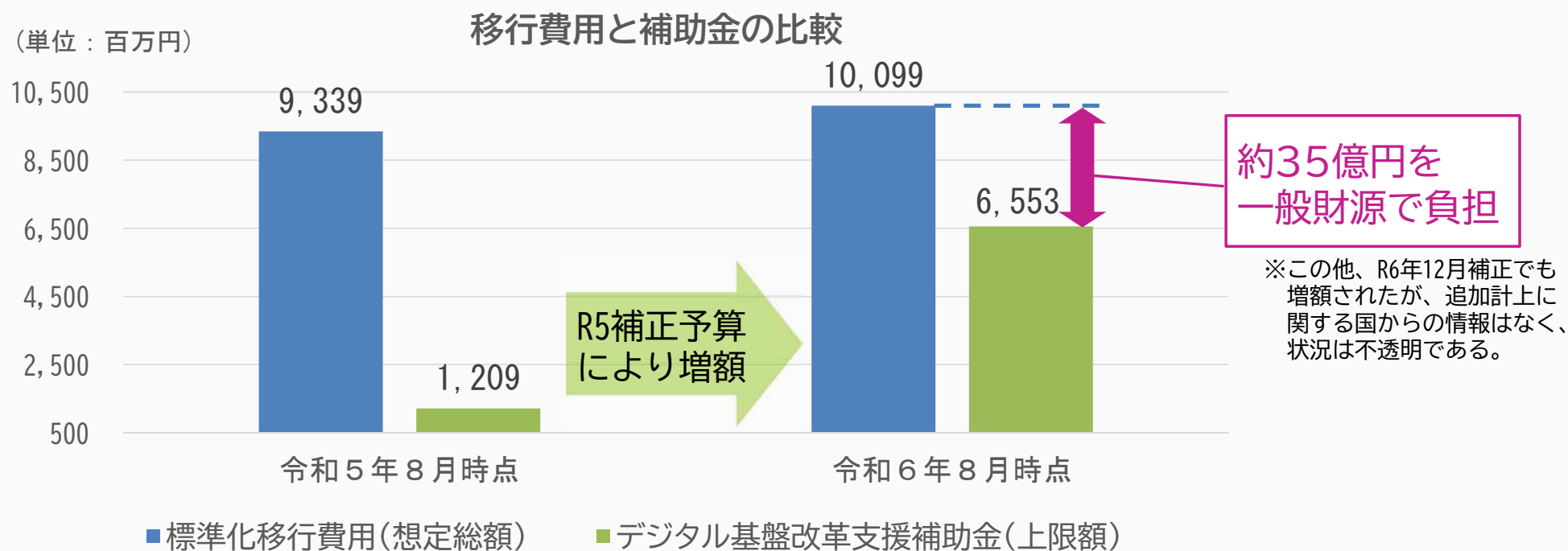
他団体では事業者  
撤退の事案も発生

特定移行支援システム  
全国554団体  
2,989システム

\*全指定都市では  
239/400システム  
\*令和7年1月末時点

## 課題2 移行費用の財政負担

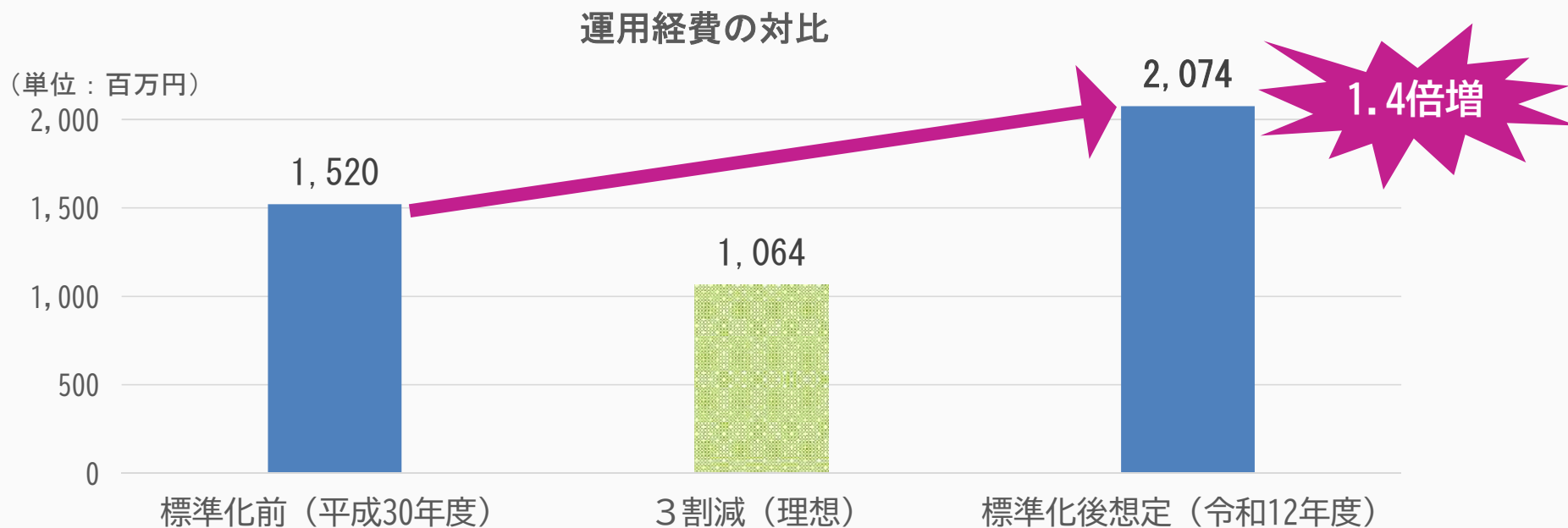
### 【さいたま市の移行費用】



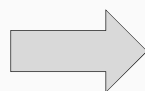
●未だ移行経費と補助金額に大きな乖離があり、一般財源を圧迫

# 課題3 運用経費の増大

## 【さいたま市の運用経費】



国：平成30年度比で  
3割削減を目指す



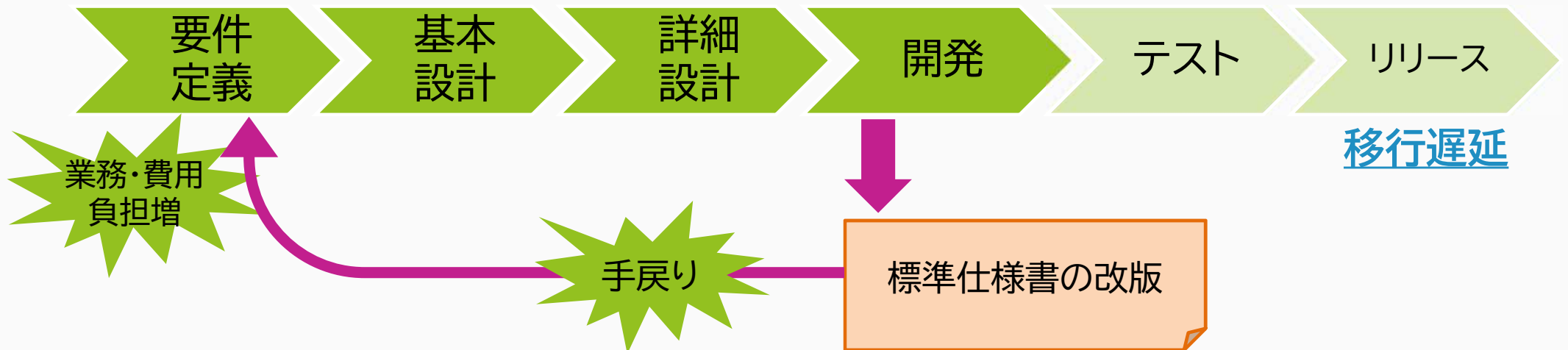
●従前を上回る自治体が多い

## 課題4 標準仕様書の改版による移行遅延リスク

### 【さいたま市の移行遅延リスク】

- 当初R7開発完了見込みであった健康管理システムについても、開発段階での標準仕様書の改版により、リリースが延期となるリスクが生じている

### 【システム開発工程】



## 要望

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう、早急に補助上限額を見直すこと。
- 2 移行後のガバメントクラウド利用料を含む運用経費について、国の基本方針に掲げる目標の達成に向け、普通交付税の交付・不交付に関わらず十分な財政支援を行うこと。
- 3 仕様書の改版に当たっては、各自治体の移行状況を把握し、システム開発に手戻りが生じないように仕様書を改版するよう努めること。また、万が一改版が生ずる場合には、各自治体における手戻りへの対応に要する期間も考慮し、通常想定されている改版から適合基準日までの期間を延長するなど、標準仕様書の改版が標準化移行の障害とならないよう十分に配慮すること。

## 病院の経営危機への対応について（案）

長期化する物価や人件費の高騰の中で、医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、入院医療機関である病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、一都三県の物価水準は総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、いずれも全国平均以上となっており、都市部の病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っており、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額は一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも限界がある。附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

については、地域の医療提供体制を守るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
- 2 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
- 4 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

令和7年●月●日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

九都縣市首脳会議

座長	横浜市 長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	神谷 俊 一
	さいたま市 長	清水 勇 人
	相模原市 長	本村 賢 太郎

# 病院の経営危機への対応について

神奈川県資料

## 提案の背景

物価や人件費の高騰が長期化する中で・・・

医療機関は診療報酬等を基本として経営  
➔ 独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難

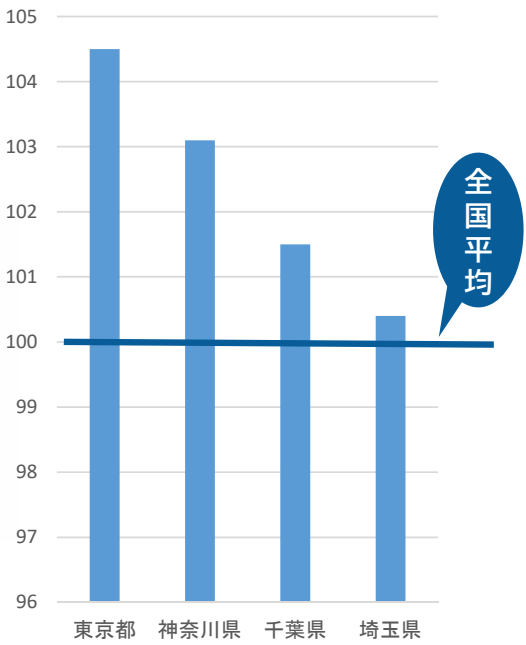
病院は施設規模が大きいため物価上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が大きい



総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると  
一都三県の物価水準は全国平均以上

➔ **都市部の病院への影響が甚大**

令和5年消費者物価地域差指数(総合)



出典「消費者物価地域差指数－小売物価統計調査(構造編)2023年(令和5年)結果－」(総務省統計局)抜粋・加工



# 診療報酬の改定

神奈川県資料

**現状と課題①** 令和6年6月に診療報酬の改定が実施されたが...

物価が3%弱、賃上げ率が2.5%上昇しているのに対し、  
診療報酬改定率は+0.88%

➔ 物価・賃金の上昇に見合っていない

病院経営定期調査によると...

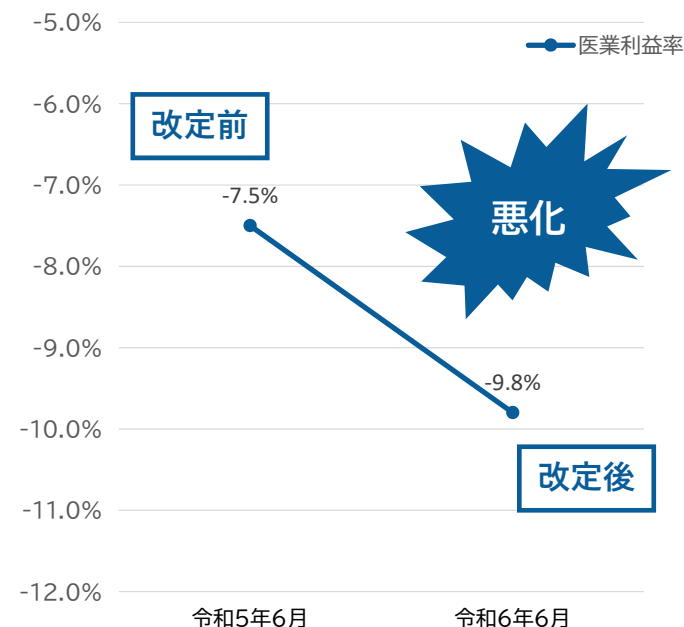
医業利益率

令和5年6月(改定前) ▲7.5%  
令和6年6月(改定後) ▲9.8%

患者が増加するほど赤字が拡大

病院の経営状況は改定前より悪化

診療報酬改定前後の  
病院の経営状況の変化



出典 2024年度 病院経営定期調査(3病院団体合同調査)抜粋・加工

# 診療報酬の改定

神奈川県資料

## 現状と課題① これに対し、国では・・・

緊急支援  
パッケージとして

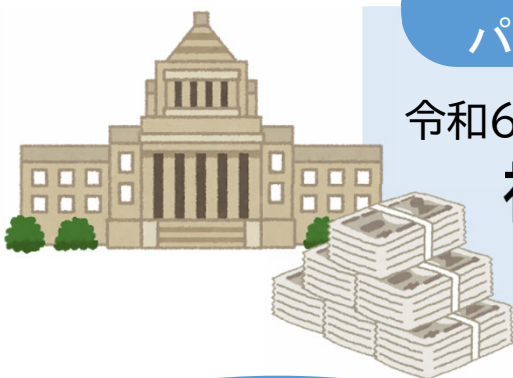
令和6年12月

補正予算の計上

さらに

令和7年4月

入院時の診療報酬を臨時改定  
(食事基準額が1食当たり20円引上げ)



➔ 関係団体から不十分との声

改善するためには

**物価・賃金の上昇率を加味した診療報酬改定が必要**

また・・・

改定が行われるまでの間は、国による緊急的な財政支援も不可欠

# 経営安定化への規制緩和

神奈川県資料

## 現状と課題②

病院が経営を安定させるためには一定の収益をあげる必要があるが・・・

現状の制度では・・・



入院等における関連サービスとして独自に設定できる費用や収益を上げるために実施できる事業には大きな制限

医療以外の事業の実施は基本的に禁止



創意工夫による経営改善に限界がある



医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるよう、患者に求めることができる費用や附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和することも必要

- 1 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
- 2 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
- 4 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

## 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について（案）

国は、「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定し、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする取組を実施しているところである。しかしながら依然として、令和5年度における全国の小中学校の不登校児童生徒数は約35万人と過去最多の状況にある。

こうした中、校内教育支援センターについては、すでに多くの地方公共団体において設置されているが、とりわけ学校内や家庭内で様々な課題を抱える児童生徒への対応には高度な支援スキルが求められることから、在籍校の教職員が指導等に当たっている地方公共団体が複数ある。しかしながら、国の「校内教育支援センター支援員の配置事業」では、在籍校の教職員が指導等に当たる場合は補助対象となっていないほか、補助対象となるのは支援員の配置から3年以内とされている。

また、学びの多様化学校については、国が令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指しているが、58校の設置に留まっている状況である。学びの多様化学校は、通学児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況に鑑みて特別な教育課程を編成できる利点がある一方、「分教室型及び分校型は母体となる本校と同一校種の同じ敷地内に原則設置できない」とする校種要件や、入学を希望する児童生徒は例外なく学びの多様化学校へ転校しなければならない転籍要件などがあることから、設置場所の確保や通学児童生徒が居住する地域とのつながりが希薄になるなどの課題がある。また、学びの多様化学校は様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる場所であるが、「学校型」として単独設置した場合、配置される教職員は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数が適用され、特別支援学級のような手厚い人員配置になっていない。このような状況から全国的にも設置が進んでいない状況にある。

加えて、学校や地域社会とつながりを持ってない児童生徒がいるため、学校外の地域資源と連携し、児童生徒の居場所を確保していく必要があるが、国の「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」はモデル事業であり、今後の状況は不透明である。

については、次のとおり国に対し要望する。

- 1 校内教育支援センターについて、在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう「校内教育支援センター支援員の配置事業」を拡充するとともに、補助年限を撤廃すること。または、校内教育支援センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること。
- 2 学びの多様化学校について、地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和するとともに、「学校型」の学びの多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること。
- 3 地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと。

令和7年 月 日

文部科学大臣 あべ俊子様  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）  
三原じゅん子様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 市長	山中竹春
	埼玉県 知事	大野元裕
	千葉県 知事	熊谷俊人
	東京都 知事	小池百合子
	神奈川県 知事	黒岩祐治
	川崎市 市長	福田紀彦
	千葉市 市長	神谷俊一
	さいたま市 市長	清水勇人
	相模原市 市長	本村賢太郎

第87回九都県市首脳会議 相模原市提案  
令和7年4月23日

# 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と 支援の充実について

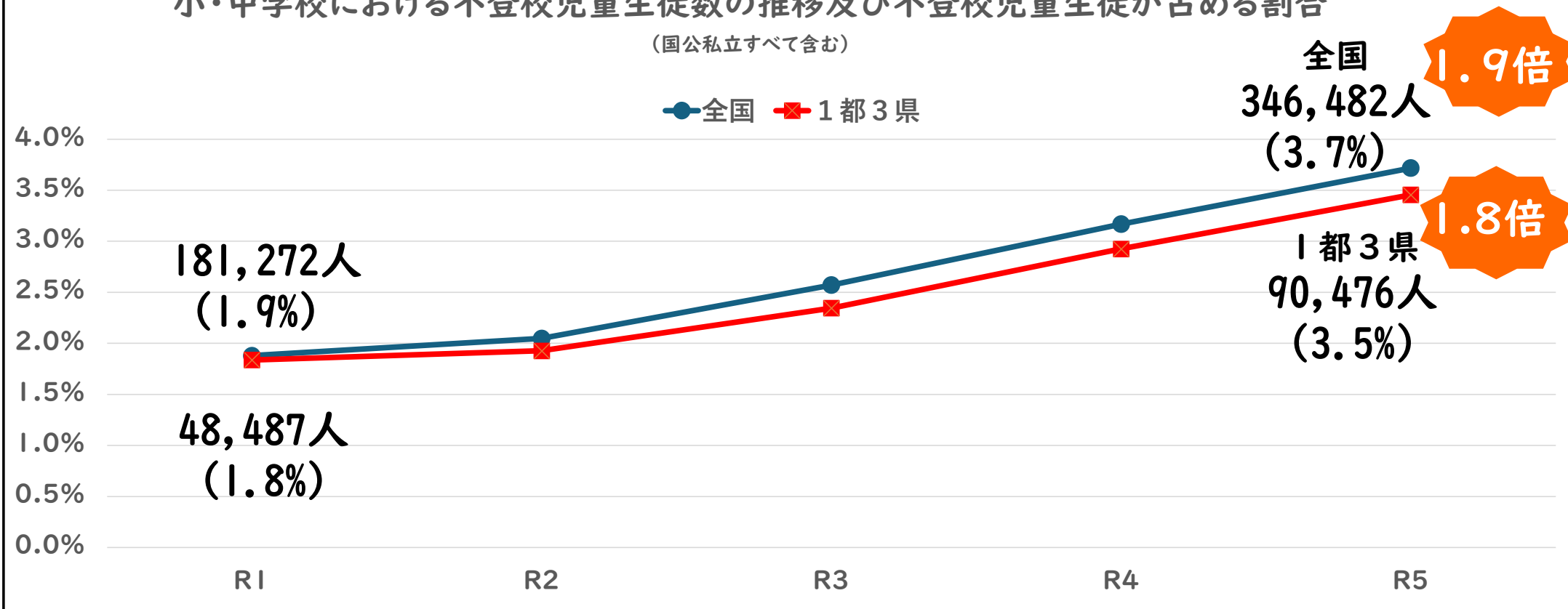


## 提案の背景（その1）

R1～R5の小・中学校の不登校児童生徒数は、  
全国では**1.9倍**、1都3県では**1.8倍**に増加

小・中学校における不登校児童生徒数の推移及び不登校児童生徒が占める割合

（国公立すべて含む）



出典：令和元年度～令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（文部科学省）



# 誰一人取り残されない学びの保障に向けて



## 「校内教育支援センター」の設置を促進

全ての学校に設置している地方公共団体数：

**228自治体**（令和5年2月時点・文部科学省調べ）

設置している学校がある地方公共団体数：

**1,015自治体**（令和5年2月時点・文部科学省調べ）

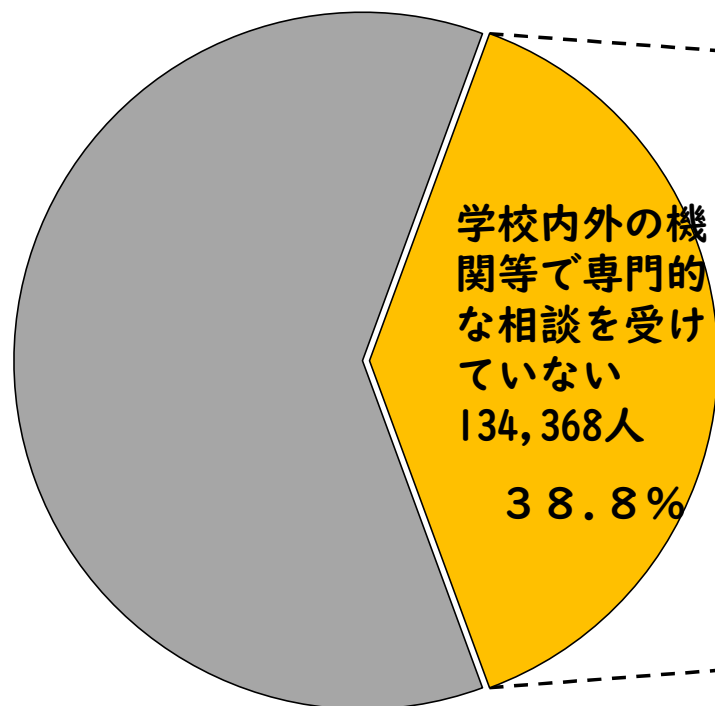
## 「学びの多様化学校」の設置を促進

設置目標：全国に **300校**（令和9年度までに）

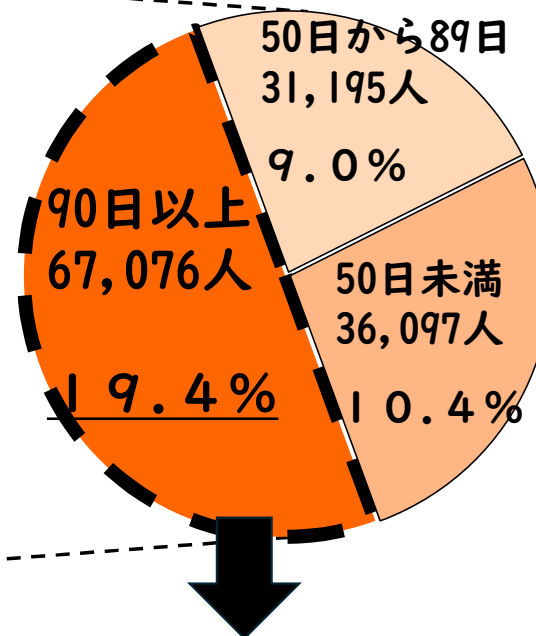
設置状況：全国で **58校**（令和7年4月時点・文部科学省調べ）

## 提案の背景（その3）

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合



欠席日数別内訳



約2割の児童生徒が、**長期的に学校や地域社会とのつながりをもてず、一人ひとりに合った適切な支援が届いているとはいえない状況にある。**

出典：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(文部科学省)

## 校内教育支援センターの概要と指導目標

### 〈校内教育支援センターとは〉

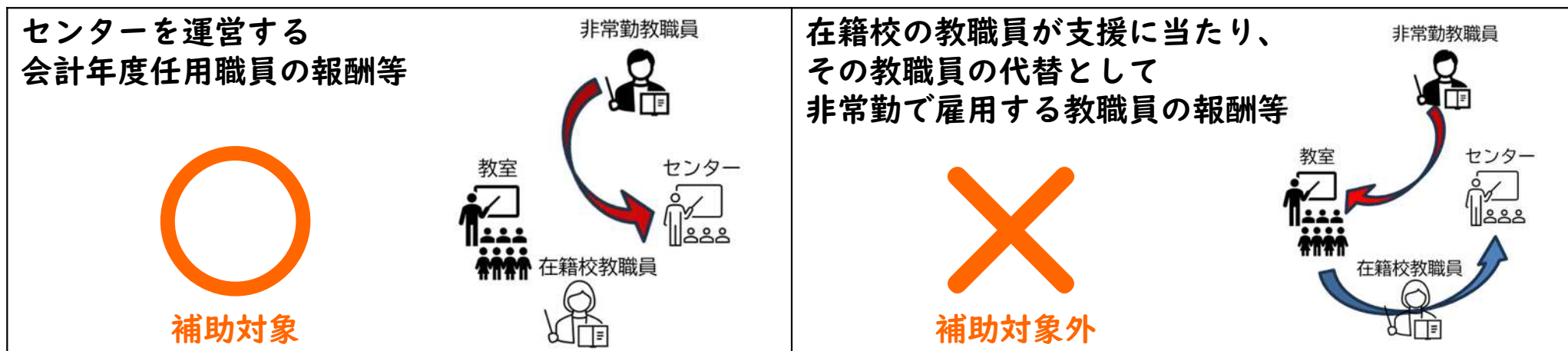
- 「登校渋りや休みがちなど、不登校の兆候が見られる」または、「不登校状態にある」児童生徒にとって、  
安心して過ごせる校内の居場所であり、教室復帰に向けた準備の場。
- 落ち着いた空間を保った環境整備をすることで、児童生徒が自分に合ったペースで生活・学習でき、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。

### 〈指導目標〉

- ソーシャルスキルトレーニング（SST）を含む遊びの時間、グループエンカウンター、異学年交流等により、小集団でのコミュニケーション能力を育むこと。

## 校内教育支援センターの課題

### 【課題①】 国の「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助対象は限定的



【課題②】 補助対象となるのは支援員の配置から3年以内。

【課題③】 センターの運営を担う教職員は教職員定数に位置付けられていない。



現在の仕組みでは、**経験や知見のある在籍校の  
教職員による支援が困難**

### 《学びの多様化学校とは》

- 多様な背景をもつ不登校児童生徒に応じた教育の機会の確保
- 新たな不登校支援の形であり、従来の学校教育とは異なる柔軟な学びの場
- 設置形態は、「学校型」「分校型」「分教室型」の3形態
  - 学校型 : 新たに学校として設置するもの
  - 分校型  
分教室型 ] : 本校の一部として、別に設ける教室又は分校

### 《メリット》

- 特別な教育課程を編成し、指導内容の異学年への移行や授業時数の削減などができる。
- 児童生徒が自分に合ったペースで生活・学習ができ、学びの継続がしやすい。
- 小集団でのコミュニケーション能力を育むことができる。

## ！重要！ 通いやすく児童生徒のニーズに合わせた設置

### 【課題①】校種要件

「分教室型」及び「分校型」  
は母体となる本校と  
同一校種の同じ敷地内に  
原則設置できない



設置場所の確保が困難

### 【課題②】転籍要件

入学を希望する児童生徒は  
例外なく多様化学校へ  
転校しなければならない



通学児童生徒が居住する  
地域とのつながりが  
希薄になる

### 【課題③】人員配置

「学校型」として  
単独設置した場合、  
通常級と同じ基準による  
教職員数しか配置できない



特別支援学級のような  
手厚い人員配置に  
なっていない

全国的にも設置が進んでいない (令和7年4月時点で58校)



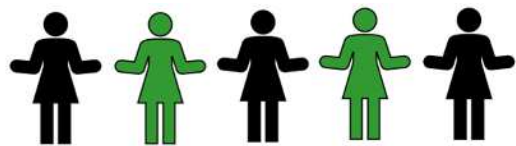
## 地域における児童生徒の居場所づくりの課題

こども家庭庁の「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」(令和6年度補正予算)

首長部局と教育委員会が連携したモデル事業を実施(国委託事業)

➔ 地域における包括的で切れ目のない支援方法の開発・実証予定

一方、地域における活動主体には、こんな課題も…



つながりの希薄化



担い手不足



活動資金確保



地域の実情を踏まえた  
学校外における児童生徒の居場所づくりへの支援が必要

### 1. 校内教育支援センターについて

- 在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう拡充するとともに補助年限を撤廃すること
- センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること

### 2. 学びの多様化学校について

- 地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和すること
- 「学校型」多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること

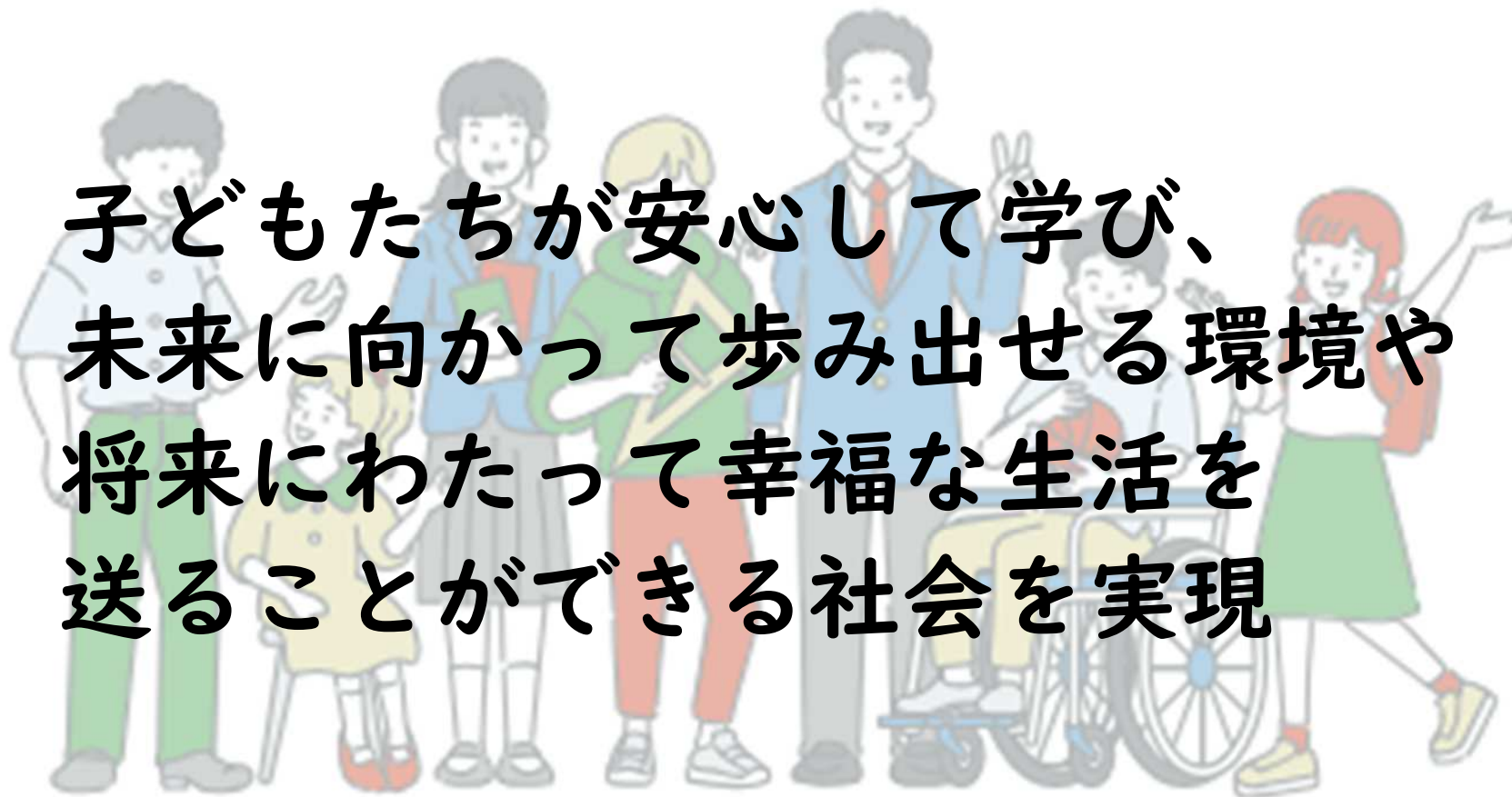
### 3. こどもの居場所づくりについて

- 地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと



～学びや居場所にアクセスできない子どもたちをゼロに～

子どもたちが安心して学び、  
未来に向かって歩み出せる環境や  
将来にわたって幸福な生活を  
送ることができる社会を実現



令和7年4月23日

## 盛土規制法の規制開始について（案）

千葉県知事 熊谷 俊人

静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、令和4年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものであり、九都県市においても多くの自治体で令和7年度中には規制が開始される。

法の適正な運用が求められる中、盛土等に伴う土の移動が都県市を跨いでなされることも見受けられ、また、当該都県市外に在住する土地所有者も含め盛土等を安全に保つ責務が規定されたことから、当該都県市外にも当該都県市の制度を広く周知していく必要がある。

さらに、規制開始後間がなく、事例の積み上げがないことから、各都県市が個別に課題に対応することが難しい状況にある。

このため、法の周知や運用上の課題等については、九都県市が連携して対応することが効果的であると考えます。

については、このような状況を踏まえ、下記の事項に共同して取り組むことを提案する。

## （取組の例）

- 法の周知徹底等
  - ・ 各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なPR方法の検討・実施
- 法の運用上の事例等の共有及び課題の研究
  - ・ 不法盛土への対応やDXの活用等の事例の共有・研究
  - ・ 手続面や技術面における課題等の共有・研究



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

# 盛土規制法の 規制開始について ～千葉県提案～

---

# 盛土規制法制度の背景

○令和3年7月、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生

○盛土等の崩落による被害が各地で発生

## 制度上の課題

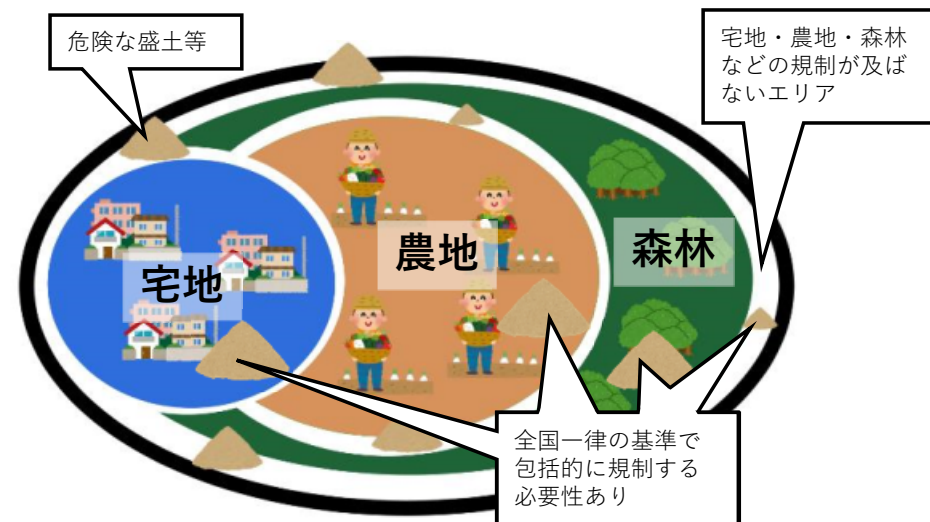
○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制

⇒各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**

◎宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途(宅地・農地・森林等)に関わらず、盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する**宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)**が施行



2021(令和3)年7月  
静岡県熱海市  
(死者28人、  
住宅被害98棟)



# 盛土規制法の概要

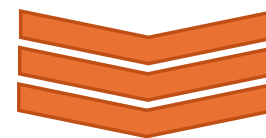
<p>① スキマのない規制</p>	<p>規制区域 規制対象</p>	<p>○都道府県知事等が、<b>盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域</b>を<b>規制区域として指定</b></p> <p>○宅地において行われる造成だけでなく、<b>農地・森林における盛土・切土や、一時的な堆積についても規制</b></p>
<p>② 盛土等の安全性の確保</p>	<p>許可基準・ 手続 定期報告 中間検査 完了検査</p>	<p>○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、<b>災害防止のために必要な許可基準を設定</b></p> <p>○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①<b>施行状況の定期報告</b>、②<b>施行中の中間検査</b>、③<b>工事完了時の完了検査</b>を実施</p>
<p>③ 責任の所在の明確化 機動的な是正命令</p>	<p>管理責任 処分・命令</p>	<p>○盛土等が行われた土地について、<b>土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務</b>を有することを明確化</p> <p>○災害防止のため必要なときは、<b>土地所有者等だけではなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令</b></p>
<p>④ 実効性のある罰則</p>	<p>罰則</p>	<p>○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑（令和7年6月1日以降は拘禁刑。以下同じ。）及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化</p>

# 九都県市の区域指定状況

	区域指定日
埼玉県	R 7. 7. 1
さいたま市	R 7. 5. 26
千葉県	R 7. 5. 26
千葉市	R 7. 5. 26
東京都	R 6. 7. 31
神奈川県	R 7. 4. 1
横浜市	R 7. 4. 1
川崎市	R 7. 4. 1
相模原市	R 7. 4. 1

## 規制区域の指定

東京都の島しょ部の一部を除き、  
**九都県市全域が宅地造成等工事規制区域  
または特定盛土等規制区域のいずれかに  
指定**される。

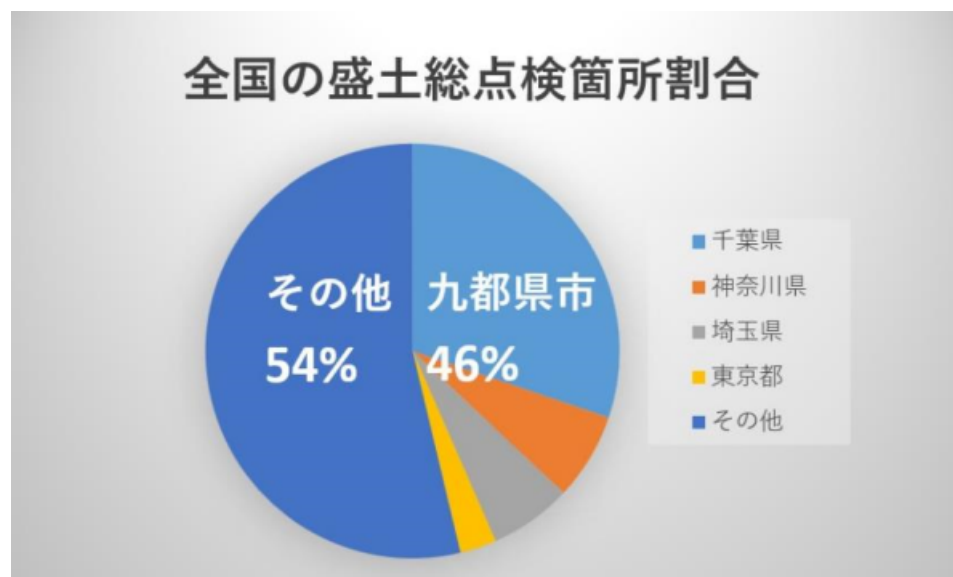


スキマのない規制へ

※各都県市の公表情報より集計して作成（令和7年4月1日時点）  
※都県の情報には中核市の数値を含む  
※中核市の区域指定日は都県の区域指定日と一致しないことがある

# 盛土規制法の運用の課題①

①全国の盛土総点検（令和4年3月）の結果、九都県市に盛土全体の約半数が集中している。



	盛土個所数
全国	1,089
埼玉県	70
千葉県	329
東京都	31
神奈川県	74

九都県市では、盛土規制法の対象となる盛土等が数多く発生することが予想される

## 盛土規制法の運用の課題②

### ②盛土等に伴う土の移動が、都県市を跨いで行われている。

- 土砂条例を制定している公共団体（12都道府県・29市町村）の制定理由では、他圏域から大量の土砂が搬入されていたことなどが挙げられている。
- 土砂条例で対応した不適切な建設発生土の埋め立てでは、都道府県域を超えて搬入された事案もみられるなど、地方公共団体ごとの個別の対応だけでは十分に対応できないケースも生じている。

※令和3年12月 総務省行政評価局「建設残土対策に関する実態調査 結果報告書」から作成



盛土規制法の運用を**広域的な観点から検討することが重要**





## 盛土規制法の運用の課題③

### ③土地所有者が、状況を把握しないまま盛土されてしまうケースがある。

○土地所有者が所有地から離れて暮らしている等の理由により、知らぬ間に自らの土地に盛土がされた事例が発生している。



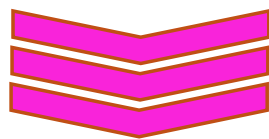
※土地所有者が知らずに盛土された事例

**当該都県市外の土地所有者を含めて、制度を広く周知することが重要**

# 共同取組の提案

- 課題への新たな対応
- 規制開始直後では、事例の積み上げがない

→各都県市が個別に課題に対応することが難しい状況



法の周知や運用上の課題等について、  
九都県市が連携して対応することが効果的

# 共同取組の提案

## 取組の例

### 【法の周知徹底等】

- ・各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なPR方法の検討・実施

### 【法の運用上の事例等の共有及び課題の研究】

- ・不法盛土への対応やDXの活用等の事例の共有
- ・手続面や技術面における課題等の共有・研究

## 働く女性の活躍推進について（案）

東京都知事 小池百合子

日本の生産年齢人口は、1995 年をピークに減少を続け、2023 年には総人口の 59.5%にまで低下するなど、労働力不足は深刻な課題となっている。人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める女性の力を最大限引き出していくことが求められている。

一方、各国の男女間の格差を数値化しランク付けした「ジェンダー・ギャップ指数」（令和 6 年 6 月発表）において、日本は 146 か国中 118 位となっており、特に「管理的職業従事者の男女比」などで、日本の女性活躍は世界から大きく後れをとっている。また、非正規雇用の女性が多く、こうした状況も含め、男女間賃金格差は OECD 平均を大きく下回っている。

国においては、女性活躍に向けた目標の一つとして、「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度」を掲げ、取組を進めているが、2023 年 10 月 1 日時点での国内企業における課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は 12.7%であり、依然として低い水準に留まっている。

持続可能な社会の形成に向けては、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣習を見直し、新たな視点からの発想や想像力を生み出す多様性の確保が不可欠である。取組の遅れは、経済面での停滞に加え、激化するグローバルな競争の中での国際的な地位の低下にも繋がりがかねない。

こうした課題認識の下、都では、あらゆる場面で女性が持てる力を発揮できるよう、様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)として位置づけ、東京のみならず日本全体に広げていくことを目的とした気運醸成を進めている。

そのための第一歩として、首都圏の自治体が一体となり、女性活躍の気運を広げられるよう検討を行うため、九都県市首脳会議で検討会の設置を提案する。

(取組の例)

- ・女性活躍を推し進めるための方策についての意見交換（「働く女性」を対象とした事業・取組など）
- ・女性活躍の気運醸成に向けた九都県市自治体との連携（都の女性活躍関連イベントにおけるブース出展、企業の交流の場の創出など）

# 働く女性の活躍推進について



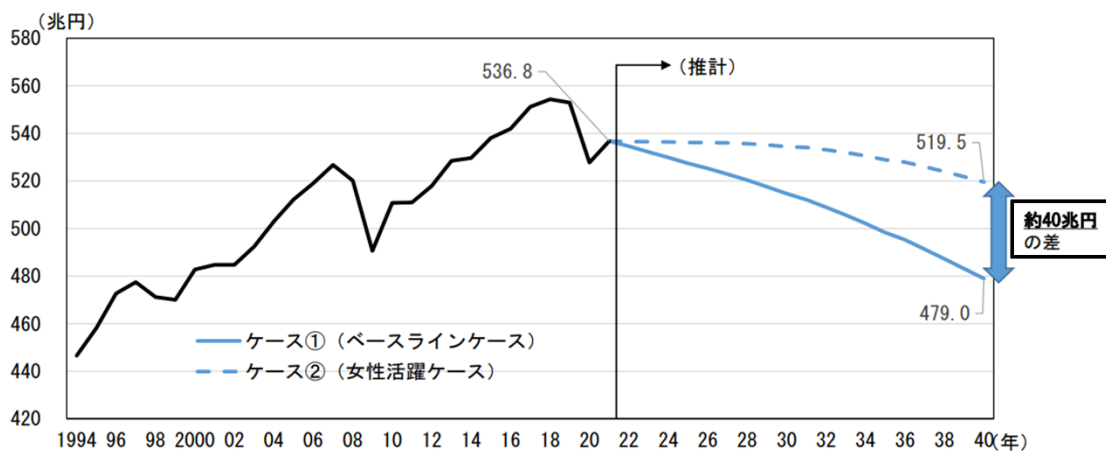
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

# 女性活躍を推進する意義

## 女性の力を引き出し、多様性ある社会へ

- ✓ 持続可能な社会の形成に向けては、**固定的性別役割分担意識**に基づく制度や慣習を見直し、**新たな視点からの発想や想像力**を生み出す**多様性の確保**が不可欠
- ✓ 多様性を受け入れ、これまでにない**柔軟な視点から価値を創造**していくことは、**都市の活力向上**にも繋がる
- ✓ **人口減少社会**の中で、**労働力不足**が深刻な課題となる中、**豊かで多様性ある社会**をつくるには、**人口の半分を占める女性の力を最大限引き出し**ていくことが必要

### 【参考】女性活躍が与える効果（将来の実質GDPの試算）



- 生産性と資本が一定と仮定した場合、**労働力人口の減少に伴う就業者数の減少**により、**実質GDPは減少の一途をたどる**
- 生産性と資本が一定かつ、2040年にかけて**女性の労働力人口比率が男性の労働力人口比率まで上昇**すると仮定した場合、2040年時点で**実質GDPの減少幅を約40兆円抑えることが可能**

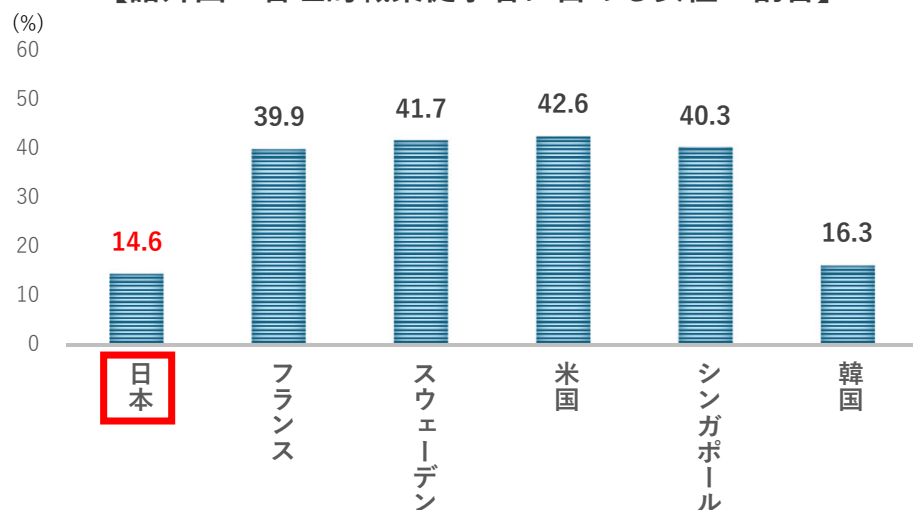
(出典) 首相官邸HP (第3回「女性と経済」に関する勉強会)

# 女性活躍を取り巻く現状

## 世界から大きく立ち後れる女性活躍

- ✓ 各国の男女間の格差を数値化しランク付けした「ジェンダー・ギャップ指数」（令和6年6月発表）において、日本は146か国中118位。特に「**管理的職業従事者の男女比**」などで、**日本の女性活躍は世界から大きく後れ**
- ✓ 非正規雇用の女性が多く、こうした状況も含め、**男女間賃金格差はOECD平均を大きく下回っている**

【諸外国の管理的職業従事者に占める女性の割合】



(出典) 内閣府 (令和6年版男女共同参画白書)

【男女間賃金格差の国際比較】



(出典) 東京都 (2050東京戦略 ~東京 もっとよくなる~)

# 女性活躍の輪（WA）について

## コンセプト

- ✓ あらゆる場面で女性が持てる力を発揮できるように、様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)として位置づけ、東京のみならず日本全体に拡げていく

## 気運醸成の取組

- ✓ 「女性活躍の輪(WA)」ロゴマークを共通アイコンとして活用し、働く女性関連の事業・イベントにおいて、一体的に発信



女性活躍の輪  
Women in Action



# 女性活躍の気運醸成に向けた主な取組(令和6年度)

## 東京女性未来フォーラム

(令和7年1月28日 @東京国際フォーラム)

- 経営者の意識や職場文化の変革を促す社会的なムーブメントの醸成に向けたイベントを開催



## NEW CONFERENCE

(令和6年11月25日 @東京国際フォーラム)

- 女性経営者等が一堂に会し、女性活躍の輪を拡げるためのイベントを開催



## 女性首長によるびじょんネットワーク

(令和6年10月12日 @東京商工会議所)

- 全国の女性首長が女性経営者、駐日女性大使とともに意見交換や情報交換を実施



## 今後の取組（共同取組の提案）

### 提案内容

- ✓ **九都県市が一体となり、女性活躍の気運を高められるよう、検討会を設置**

### 取組の例

- ✓ **女性活躍を推し進めるための方策についての意見交換**  
（「働く女性」を対象とした事業・取組など）
- ✓ **女性活躍の気運醸成に向けた九都県市自治体との連携**  
（都の女性活躍関連イベントにおけるブース出展、企業の交流の場の創出など）